

犯罪被害にあわれた方・御遺族の方へ

栃木県犯罪被害者等 見舞金制度の御案内

殺人や傷害などの故意の犯罪行為により死亡された方の御遺族、又は重傷病を負われた方が、被害後に直面する経済的な負担の軽減を目的とする見舞金制度です。

見舞金の種類・給付額・対象者

遺族見舞金 60万円

犯罪被害によって死亡した方の第1順位遺族（以下の①～⑪のうち、最も数字の小さい遺族）

- ①配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹
- 上記2に該当しない被害者の⑦子、⑧父母、⑨孫、⑩祖父母、⑪兄弟姉妹

※第1順位遺族が当該見舞金の申請をしない場合、第2順位以降の遺族は申請をすることはできません。

重傷病見舞金 20万円

犯罪被害によって医療機関での療養の期間が1か月以上かつ通算3日以上入院を要する負傷又は疾病に係る身体の被害を受けた方

対象となる犯罪

日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（正当行為、正当防衛及び過失による行為の場合を除く。）
（令和3年4月1日以降に発生した犯罪被害に限ります。）

給付のための要件

- 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時に、栃木県内に住所を有する犯罪被害者又は御遺族であること
- 犯罪行為による被害にあった事実が警察への申告などで客観的に確認できること
その他、申請に必要な条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。



栃木県

給付がされない場合

- 犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に3親等以内の親族関係（事実上の婚姻関係を含む）がある場合
- 犯罪被害者又は第1順位遺族が犯罪行為を誘発した場合
- 犯罪被害者又は第1順位遺族が暴力団等と密接な関係を有するとき
- 見舞金を給付することが社会通念上適切でないとき

申請に必要な書類

遺族見舞金

- 栃木県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）給付申請書
- 犯罪被害申告書
- 栃木県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書
- 添付書類（住民票の写し、死体検案書等）

重傷病見舞金

- 栃木県犯罪被害者等見舞金（重傷病見舞金）給付申請書
 - 犯罪被害申告書
 - 添付書類（住民票の写し、診断書等）
- ※申請書等は相談後にお渡し又は御郵送します。

給付決定の取り消し・見舞金の返還

- 給付決定後、給付を受ける資格がないと判明したとき、偽りその他不正な手段によって給付決定を受けたと認められたときは、給付決定が取り消されます。
- 給付決定が取り消された場合、既に見舞金が給付されていたときは、返還しなければなりません。

申請方法・申請期限

申請方法

下記申請窓口あて郵送又は直接御持参ください。

申請期限

当該犯罪被害を知った日から1年以内

ただし、犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、申請することができません。

※令和3年4月1日から11月30日までに発生した犯罪被害に伴う給付の申請の期限は、令和4年11月30日となります。

制度のお問い合わせ先・申請窓口

見舞金制度の利用には、上記以外にも必要な条件があるため、申請前の相談をお願いしています。制度の利用を希望される方は、下記の窓口まで、まずは電話でお問い合わせください。

栃木県県民生活部 暮らし安全安心課

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

電話番号：028(623)2154

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土日・祝日及び年末年始を除く）